

平成 30 年 2 月 7 日

無期雇用契約への転換制度の導入について

株式会社百五銀行（頭取 伊藤 歳恭）は、改正労働契約法に対応し、有期雇用者の無期雇用契約への転換制度を導入しますのでお知らせします。

改正労働契約法では有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合、労働者からの申出があった時は、無期労働契約に切り替えなくてはならないと定められていますが、当行では法律よりも手厚い制度とすることで、有期雇用者のモチベーション向上ならびにキャリア形成の促進を図るとともに、優秀な人材の確保につなげていきます。

記

1 主な制度内容

勤続期間が 3 年を超える有期雇用者の契約期間を更新する際に、一律、無期雇用契約として更新します。

*満 65 歳以上の有期雇用者については、改正労働契約法に即した対応とし、勤続期間が 5 年を超えた本人からの申出があった場合は、次回契約更改時から無期雇用契約に転換します。

2 目的

雇用者のモチベーション向上および優秀な人材の確保

3 対象者

有期雇用者（雇員、パートタイマー、嘱託など）

*本制度導入により、有期雇用者 1,289 名（平成 30 年 2 月 1 日現在）のうち約 7 割が無期雇用者に転換します。

4 実施日

平成 30 年 4 月 1 日（日）

以上